

る、明朗愉快なる催事をも加味して、生徒をして錬成を厭はしめざるやう寛嚴其の宜しきを得ること

ハ、國體の本義を解明し、正しき國家觀を確立せしめて、國民精神を蘇らしむるやう努むること

ニ、通俗なる講話、勤行實踐等により、感恩報謝の人生觀を確立せしめて、勤勞精神を旺盛ならしむるやう努むること

ホ、戰爭實話、ニュース映畫等により、時局認識を高めて、重要産業に従事する自己の重責を自覺せしむるやう努むること

七、凡そ矯導の成功には先づ生徒の實體を審にするこ  
とが必要である。指導者は錬成當初に於て健康診  
斷、精神鑑定、智能検査等を行ひ、生徒の實體を科  
學的に把握することに努むべきである。又生徒の家  
庭、特に其の母と連絡協力して、生徒の幼時よりの  
性格を知悉することも亦重要である。

八、特別錬成の道場に就ては附近に修養道場あらば之  
を用ひ、然らざる場合には近郷に存在する神社、佛  
寺等の聖域を借りて臨時に道場を設置する。又寄宿  
舎の一部を之に當て、神殿、佛壇等を設けて適當に  
道場たらしめてもよい。今日資材拂底の場合、徒ら  
に設備の優を誇らんよりも、一意眞剣に行ずるの態  
度こそ望ましいのである。

九、錬成の期間は明らかに要綱に示すところである  
が、之が運用に當つては必ずしも最低一ヶ月間を道  
場に離れせよとの謂ではなく、少なくとも一ヶ月以  
上を錬成期間として指導下に置くべきことを指示す  
るのである。其の間と雖或は作業に就かしめ、或は

道場に説きて、最低一ヶ月を經過の後、工場長が錬  
成目的を達成したりと認定するに至つて初て修了せ  
しめる。但し此の期間の最大限を三ヶ月として一應  
勞務管理上の責任に限度を定めてあるが、事業主に  
於て其の期間の延長を希望する場合に於ては、所管  
勞務管理官の指導を仰ぐべきである。

一〇、要特別錬成者には感激性強く、義侠的なる性格  
の者も少なくないであらう。斯る性格者に錬成を加  
ふるときは忽ち變じて常人も及ばざる優良者となる  
場合が多い。去り乍ら、之等の者の中には意志薄弱  
にして、一度悪環境に遭遇すれば容易に還元して更  
に一層悪化するの懼なしとしないのであつて、錬成  
修了後に於ける適切なる措置こそは本錬成の成果を  
恒久的ならしむる爲に必須の重要事である。

今茲に其の事後措置に付留意すべき事項を擧ぐれば  
概ね左の如くである。

イ、修了者の配置に當つては職場に於ける上長及同  
僚との性格的調和を圖つて配置すること

ロ、職場内殊に直接上長、同室關係者に對しては、  
修了者を迎ふるに恰も病氣全快の友人を迎ふるが  
如き態度を取らしめ、苟くも嫌惡、侮蔑するが如  
き言辭を用ひしめざるやう嚴重に注意を與へ置く  
こと

ハ、修了者にして成績優秀なる者に對しては之を表  
彰すること、又昇進の遅れたる者に對しては速か  
に追ひ附かしむるやう考慮すること

ニ、修了者をして完全に其の過去を忘れ去らしむる  
爲に、修了後の相當期間は舊知、悪友等を近づけ  
ざるやう努むること

ホ、同窓會を作らしめ、相互激勵をなましむると共  
に、屢、指導者と會談するの機會を作ること  
へ、感想文又は懺悔録の如きものを提出せしめ、そ  
の優秀なるものは印刷して後日の錬成資料たらし  
むること

### 内閣統計局調査昭和十七年七月分全 國及都市別生計費指數の發表

内閣統計局の調査に係る昭和十七年七月分の全國及  
都市別生計費指數は昭和十七年八月二十九日付官報を  
以て左の如く發表せられた。

(一) 全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活  
者の生活に付昭和十二年七月を一〇〇として比較し  
たる生計費指數なり

内 譯	勞 働 者	
	本 月	前年同月 トシタル 騰落割合
生計費指數	一四五	(+) 〇七
飲 食 料 費	一五七	(+) 一〇
住 居 費	二四八	(+) 〇四
光 熱 費	一四五	(+) 〇〇
被 服 費	二七九	(+) 〇四
其 他 の 諸 費	一三〇	(+) 〇五
給 料 生 活 者		
生計費指數	一五三	(+) 〇六
	前年同月 トシタル 騰落割合	前年同月 トシタル 騰落割合
	(+) 〇六	(+) 〇三

内譯

飲食料費	一五八三	(+) 〇九	(+) 三二
住居費	二〇〇八	(+) 〇三	(+) 三九
光熱費	一四八八	(-) 〇二	(+) 五四
被服費	三三七八	(+) 〇五	(+) 七三
其他ノ諸費	三三六〇	(+) 〇五	(+) 六三

(一) 各都市生計費指数

本表は月給百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活者の生活に付昭和十二年七月を一〇〇として比較したる生計費指数なり

(1) 労働者

都市	本月	前月ヲ百トシタル騰落割合%	前年同月ヲ百トシタル騰落割合%
札幌市	一五八三	(-) 一三	(+) 二八
仙台市	一五九〇	(+) 一三	(+) 四三
山形市	一七二四	(+) 〇二	(+) 二九
郡山市	一五七七	(+) 〇三	(+) 一八
前橋市	一五五四	(+) 一〇	(+) 四一
東京市	一五三三	(+) 〇六	(+) 三七
横濱市	一四三三	(+) 〇二	(+) 三三
新潟市	一六八八	(-) 〇二	(+) 三六
金澤市	一五五五	(+) 〇三	(+) 四〇
松本市	一五三二	(+) 〇二	(+) 四七
滋松市	一六〇七	(+) 〇三	(+) 四四
名古屋市	一四九九	(+) 〇六	(+) 三〇
京都市	一五三九	(+) 一八	(+) 五三
大阪市	一五二一	(+) 一四	(+) 六二
神戸市	一五〇九	(+) 〇七	(+) 三六
鳥取市	一五九〇	(+) 〇八	(+) 五六

(2) 給料生活者

都市	本月	前月ヲ百トシタル騰落割合%	前年同月ヲ百トシタル騰落割合%
岡山市	一五五五	〇〇	(+) 三二
廣島市	一五五五	(+) 〇五	(+) 五八
徳島市	一六〇九	(+) 〇九	(+) 六三
今治市	一五八〇	(+) 〇三	(+) 二七
八幡市	一四四四	(+) 〇三	(+) 三三
長崎市	一四二一	(-) 〇五	(+) 三六
熊本市	一五八八	(+) 〇三	(+) 四三
延岡市	一四四四	(+) 〇二	(+) 五三
札幌市	一五二五	(-) 一三	(+) 一九
仙台市	一四七七	(+) 一三	(+) 二九
東京市	一四八二	(+) 〇六	(+) 三七
金澤市	一四九三	(+) 〇三	(+) 三八
名古屋市	一四七〇	(+) 〇六	(+) 三五
大阪市	一五三三	(+) 一三	(+) 六〇
廣島市	一六三三	(+) 〇五	(+) 六二
徳島市	一五七九	(+) 〇五	(+) 四三
八幡市	一三九二	(+) 〇三	(+) 二七
長崎市	一五二七	(-) 〇三	(+) 三二

商工省の昭和十七年七月都市小賣物

價概況の發表

商工省の調査に係る昭和十七年七月の三十都市小賣物價概況は昭和十七年八月十二日付官報を以て發表されたが、その一部を掲ぐれば左の如くである。

(一) 全國小賣物價指数(指數基準昭和四年十二月價格)

(三) 都市別小賣物價指数

分類別	本月指數	前年同月指數	騰落率%
全國小賣物價指數	二七〇	二七六	五五%
食料品	一六五〇	一五九八	三三%
衣料品及身廻品	一六三	一四〇	七七%
燃料	一三三	一三〇	一八%
建築材料	三三三	三〇七	五〇%
雜品	一九九	一七七	一五%
東京	一六五五	一六二七	四三%
大阪	一五七五	一四二	六三%
神戸	一八九二	一七三	七三%
京都	一六六六	一五八	七七%
名古屋	一八五八	一八〇五	二九%
横濱	一六八七	一五七二	七三%
廣島	一七二二	一六四	三四%
金澤	一七五六	一七〇	一五%
仙臺	一八九九	一七九	七三%
小樽	一六九三	一五九	七八%
福岡	一七七七	一七七	三三%
新潟	一七四三	一七〇七	三二%
高知	一七二四	一六九	一五%
札幌	一六八九	一五九六	五八%
青森	一六九二	一五四五	九四%
秋田	一八三七	一七六	七二%
前橋	一六五五	一六二九	三三%
水戸	一五九〇	一七三	九五%